

## 一般社団法人 兵庫県経営者協会 会費基準に関する規則

### (総則)

第1条 一般社団法人兵庫県経営者協会(以下「本協会」という)定款第9条に定める「別に定める会費基準」に関しては、この規則による。

### (種類)

第2条 普通会员は、定款第6条の区分により会費額を決定する。

### (企業会員)

第3条 企業会員は次に定める各基準額の合計を年額会費として納入する。

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| (1) 一律基準額  | 35,000円                    |
|            | (資本金が5千万円未満の企業会員は、30,000円) |
| (2) 資本金基準額 | 別表①に定める額                   |
|            | (但し、企業会員のうち学校法人には適用しない)    |
| (3) 職員数基準額 | 別表②に定める額                   |

2 個人事業主については、上記(1)一律基準年額の資本金5千万円未満を適用し、年額30,000円のみとする。

### (団体会員)

第4条 団体会員は、その団体の位置づけ・協会との関係から個別に会費の金額を算出し、理事会の決議によって会費額を定める。

### (個人会員)

第5条 個人会員は、20,000円を年額会費として納入する。

### (幹事会費)

第6条 定款第21条に定める役員及び常任幹事が会員であるか、あるいは会員に所属する会員代表者または会員代表者から指名されたものである場合は、当該会員は年額幹事会費として 20,000円を納入する。

(但し、複数名の役員等を有する会員企業・団体は会員単位での納入とする)

### (会費および幹事会費の納入)

第7条 会費は年2回(4月・10月)に分けて支払う。なお、会費のうち幹事会費は年度初めに支払うものとする。一旦支払われた会費は退会、その他理由の如何を問わず返還しない。

2 会計年度の途中に入会する会員は、1か月単位で算出した額の年度残月数分金額を支払う。算出に際しては、会費を12等分した金額を1か月分の会費とし、千円未満は切り捨てる。

- 3 前項の規定にかかわらず、年度の途中で役員に就任する場合も年額を支払うものとする。

附則

1. この規程は、2024年10月17日に制定、2025年4月1日から施行する。
2. 第3条、第6条及び第7条を一部修正し、2025年3月度第2回臨時会員総会にて決議、2025年4月1日から施行する。

以上

【別表①】

資本金	資本金基準額
5百万円未満	6,000円
10百万円未満	12,000円
30百万円未満	24,000円
50百万円未満	40,000円
100百万円未満	67,000円
300百万円未満	90,000円
500百万円未満	120,000円
700百万円未満	140,000円
1,000百万円未満	170,000円
3,000百万円未満	190,000円
5,000百万円未満	220,000円
10,000百万円未満	270,000円
15,000百万円未満	300,000円
20,000百万円未満	350,000円
30,000百万円未満	400,000円
50,000百万円未満	450,000円
70,000百万円未満	500,000円
100,000百万円未満	550,000円
200,000百万円未満	600,000円
300,000百万円未満	630,000円
500,000百万円未満	650,000円
800,000百万円未満	680,000円
1,000,000百万円未満	780,000円
1,000,000百万円以上	800,000円

【別表②】

職員数	職員数基準額
50人未満	15,840円
100人未満	25,440円
200人未満	42,840円
300人未満	55,440円
400人未満	76,080円
500人未満	95,040円
700人未満	126,720円
1,000人未満	174,240円
1,500人未満	205,920円
2,000人未満	253,440円
3,000人未満	300,960円
5,000人未満	380,160円
7,000人未満	506,880円
10,000人未満	633,600円
12,000人未満	651,600円
14,000人未満	669,600円
16,000人未満	687,600円
18,000人未満	705,600円
20,000人未満	723,600円
22,000人未満	741,600円
24,000人未満	759,600円
26,000人未満	777,600円
28,000人未満	795,600円
30,000人未満	813,600円
32,000人未満	831,600円
34,000人未満	849,600円
36,000人未満	867,600円
38,000人未満	885,600円
40,000人未満	903,600円
40,000人以上	912,600円

## 【別表①】注意事項

- 本社が県下において事業場・工場・営業所が全国的に所在する場合、又は県下のみの
- 会員の場合は、上記「資本金基準額」とする。
- 本社が他府県において事業場・工場・営業所が会員である場合は、
- 上記「資本金基準額」の1/3とする。

## 【別表②】注意事項

- 職員数は、県下における職員総数とする。